

輸出物品販売場許可申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この許可申請書は、輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、その許可を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法 8 ⑦、令 18 の 2 ①、規則 7 ①）。

- (注) 1 輸出物品販売場の許可及び識別符号の通知には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って許可申請書を提出してください。
- 許可申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく（輸出物品販売場を移転する場合には、その移転する日の前日までに）、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（規則 7 ④）。
 - 許可を受けている輸出物品販売場について、消費税法第 8 条第 1 項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を提出する必要があります（令 18 の 2 ④）。
 - 許可を受けようとする販売場が 2 以上ある場合には、適宜の様式に「輸出物品販売場の情報」及び「購入記録情報の提供等の方法」の各欄に記載すべき事項をまとめて記載した一覧表等を作成して添付することで、各販売場についての許可申請を行うこととしても差し支えありません。この場合、販売場ごとに識別符号を通知します。
 - この許可申請書を提出すべき事業者（輸出物品販売場を開設しようとする事業者）について、例えば販売委託の形態を採る場合は委託者が、いわゆる消化仕入れの形態を採る場合（売り場であるテナントから百貨店や大型小売店等が商品を仕入れ免税販売を行う場合）は百貨店や大型小売店等が、通常は該当します。

《一般型輸出物品販売場の許可要件》

- 次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- 免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。
- 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。

《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》

- 次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- 免税販売手続及び購入記録情報の提供を行うことができる機能を有する自動販売機の基準として財務大臣が定める基準を満たす一の自動販売機（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限ります。）のみを設置する販売場であること。

2 記載要領

- 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称を記載します。「販売場の所在地」について、販売場をショッピングセンター等に設置する場合には、その場所を特定できるよう、例えば「〇〇県◇市××〇ー〇 △△モール□□館 3 階 123 区画」のように具体的な所在地を記載します。また、「販売場の名称」については、例えば「国税商店〇〇 3 丁目店」と記載しますが、自動販売機型輸出物品販売場である場合には、例えば「〇〇店内自動販売機第 1 号」と記載します。
- 「許可の区分」欄には、この許可申請書に係る輸出物品販売場の区分について、該当する番号を記載します。
- 「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄は、この許可申請書に係る一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合（免税販売手続を自ら実施するほか、承認免税手続事業者にも委託して行わせる（併用する）場合を含みます。）に、その承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。また、一の一般型輸出物品販売場に係る免税販売手続に係る事務を 2 以上の承認免税手続事業者に委託する場合には、各欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。
- 「指定自動販売機識別情報」欄は、許可を受けようとする自動販売機型輸出物品販売場に係る指定自動販売機の指定番号（指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた 8 桁の数字）及び自動販売機管理番号（指定自動販売機について 1 台ごとに設定された 15 桁の英数字）を記載します。
- 「購入記録情報の提供等の方法」欄は、輸出物品販売場ごとの購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）の方法について、次のイ又はロの場合に応じてそれぞれ次により記載します。

なお、一の輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等を申請者が自ら行うほか、承認送受信事業者にも委託する（併用する）場合には、次のイ及びロの欄を全て記載します。

イ 申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合

(イ) 「電子証明書の発行の要否」欄

電子証明書の発行の要否について、該当する番号を記載します。

複数の輸出物品販売場を経営する事業者であって、既に電子証明書を取得している場合には、同一の

電子証明書を使用して購入記録情報の提供等を行うことも可能です。なお、その場合は「電子証明書の発行要否」欄に「2」と記載します。

(ロ) 「電子メールアドレス」及び「フリガナ」欄

電子証明書の発行が必要な場合には、電子メールアドレス(80 文字以内)を記載します。

「フリガナ」欄は電子メールアドレスに係るフリガナを記載します。なお、登録が可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

- ・英数字又は記号であること
- ・ユーザー名が「. (ピリオド)」又は「@」で始まっていないこと
- ・「@」を1つのみ含むこと

ロ 承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行う場合の「承認送受信事業者の識別符号」及び「承認送受信事業者の氏名又は名称」欄は、購入記録情報の提供等に係る事務を委託する承認送受信事業者の識別符号及び氏名又は名称を記載します。また、一の輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を2以上の承認送受信事業者に委託する場合には、各欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。

《購入記録情報の提供等の方法について》

購入記録情報の提供等の方法は、輸出物品販売場を経営する事業者が自ら行うほか、承認送受信事業者に委託してその承認送受信事業者に行わせることもできます。また、複数の輸出物品販売場を経営する事業者である場合には、各販売場から購入記録情報の提供等を行うほか、本社等からその事業者が経営する販売場の購入記録情報の提供等を一括して行うこともできます。

《識別符号について》

この許可申請に基づき輸出物品販売場の許可がなされた場合、納税地の所轄税務署長からその許可通知とともに、輸出物品販売場ごとの識別符号が通知されます。この識別符号は、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなるほか、税関確認情報の受領を行う際にも必要となりますので、通知された識別符号は適切に管理してください。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

事業者が購入記録情報の提供等を行う際、国税庁（免税販売管理システム）では電子証明書による認証を行います。そのため、購入記録情報の提供等を輸出物品販売場を経営する事業者が行う場合には、原則として電子証明書を取得して送受信機器にインストールしておく必要があります。ただし、例えば複数の輸出物品販売場を経営しており本社で集約して購入記録情報の提供等を行う場合で、既に本社システムに電子証明書がインストールされているときは、改めて電子証明書を取得する必要はありません。また、承認送受信事業者に委託する場合も、電子証明書の取得は不要です。

3 添付書類

添付書類の確認（該当する確認欄にチェックしてください。）		確認
輸出物品販売場に関する書類		
一般型輸出物品販売場を設置する場合		
自ら販売場で免税販売手続を行う場合	販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（免税販売手続マニュアルなど） ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時に提出したものと <u>内容に変更がない場合</u> 、提出を省略して差し支えありません。この場合、許可申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和○年○月○日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐
免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合	その委託に関する契約書の写し（免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写しなど）	☐
自動販売機型輸出物品販売場を設置する場合	販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類（自動販売機設置契約書の写しなど）	☐
購入記録情報の提供等の方法に関する書類		
自ら購入記録情報の提供等を行う場合	購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（販売場において使用する事務のマニュアルや端末操作要領など） ※ この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時に提出したものと <u>内容に変更がない場合</u> 、提出を省略して差し支えありません。この場合、許可申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和○年○月○日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	☐
購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託して行わせる場合	その委託に関する契約書の写し（購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写しなど）	☐

(注) 上記のほか、許可要件の確認のために追加資料の提出をお願いする場合があります。

(例：販売委託や消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料等)